東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成21年度 不適合管理委員会報告情報(平成21年9月8日(火)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になり ます。

平成21年9月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分
 該当なし

 区分
 該当なし

区分: 1件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考	
1	1号機	平成21年9月7日、タービン建屋3階空調用設備室において、中央制御室換気空調系冷凍機の補修作業実施時、冷凍機配管より潤滑油が漏れ出した。漏れた油の量は約9リットルで、漏れは停止していた。潤滑油とともに、冷凍機の冷媒(フロン)が漏れ出したことを確認した。本事象について消防本部の現場確認の結果、「危険物の漏えい」と判断された。漏れた油については拭き取り等により処理した。今後、原因について調査する。	Α	9月8日公表済み	

その他: 8 件

NO.	号機等	不適合件名		備考
1	1号機 原子炉建屋1階照明用分電盤において、扉下部の一部変形により扉を完全に閉めることが出 D といため、当該扉を補修。			
2	3号機	非常用ディーゼル発電設備において、空気圧縮機出口逆止弁(3弁)と軽油タンク出口弁(3弁)の弁番号に重複が認められたため、対応検討。	D	
3 4号機 原子炉保護系インターロック機能検査(その1)において、同検査要領書を検査員の指名後に作成すべきところ、指名前に作成し制定されていたことが認められたため、対応検討。		D		
4	4号機	機 酸素注入系制御盤において、酸素注入弁(B)用操作スイッチの動作不良(固い)が認められた b、当該スイッチを点検修理。		
5	4号機 ディーゼル発電機、非常用炉心冷却系、原子炉補機冷却系機能検査において、検査要領書に 誤記(改訂履歴及び検査助勢員への周知記録)が認められたため、当該誤記を訂正。			
6	3.4号廃棄物 処理設備	雑固体廃棄物焼却設備廃油ストレーナ差圧計において、指示値不良(ドリフト)が認められたため、当該計器を点検。	D	
7	補助ボイラー	ボイラー出口蒸気溜(A,B)基礎部において、モルタルにヒビが認められたため、当該基礎部を補修。	D	
8	その他	その他 西側警備所(屋外)において、警備員が急いで同所を出る際、扉(ガラス)に右膝をぶつけ負傷 (右膝切創)したため、業務車で病院に搬送、対応検討。		

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づ〈報告事象等 の重要な事象	・計画外の原子炉の停止・発電所外への放射性物質の漏えい・非常用炉心冷却系の作動・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な 事象	・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 *安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 *管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、 信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表す る事象	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、 点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置 を講じることとしております。

*不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

As 法令、安全協定に基づく報告事象

: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象

A 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象

定期検査工程へ大きな影響を与える事象

B : 国の検査等で指摘を受けた事象: 運転監視の強化が必要な事象

C 品質保証の要求事項に対する軽微な事象

通常のメンテナンス範囲内の事象

対象外:消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ

電 話 0240-30-7802